

# 指定給水装置工事事業者 指定申請要領

## 1 申請について

- ① 各月の10日までに受付した申請書に対しては、翌月の1日に指定します。11日以降に受付した申請書に対しては、翌々月の1日に指定します。
- ② 申請書類に不備がある場合は、申請書類を返却します。この場合、指定を延期することがあります。

## 2 提出書類等

NO	提出書類等	注 意 事 項	提 出 チェック
1	様式第1 指定給水装置工事事業者指定申請書	① 代表者および役員全員について記載すること ② 電話・FAX番号を記入すること ③ 押印不要（ほかの文書も同様）	
2	別表（第18条関係） 機械器具調書	① 種別は、管の切断・加工・接合・水圧テストに区分すること ② 下記の機械器具は必須 ・管の切断用の機械器具：金切りのこ等 ・管の加工用の機械器具：やすり、パイプねじ切り器等 ・接合用の機械器具：トーチランプ、パイプレンチ等 ・水圧テストポンプ <添付書類> <u>工事施工に必要な機械器具の写真を機械器具の種類ごとに各1枚ずつ添付すること</u> ・デジタルカメラ印刷やポラロイドカメラでも可 ・写真は工事台帳や別紙（A4）に貼り付けて、機械器具名を記載のこと	
3	様式第2 誓約書【両面印刷】	事業者申請者およびその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約すること	
4	定款の写し （法人の登記がある場合）	① 水道関係業務が記載されていること ② 末尾に提出日と「上記は当社の定款に相違ありません」と代表者の氏名が記入してあること（押印不要）	
5	（現在）履歴事項全部 証明書 （法人の登記がある場合）	① コピー不可 ② 証明書交付日から3か月以内のもの	
6	住民票 （法人の登記がない場合）	① コピー不可 ② 住民票交付日から3か月以内のもの	

【裏面あり】

7	様式第3 給水装置 工事主任技術者選任 届出書	<添付書類> 記載した主任技術者全員分の給水装置工事主任技術者の 免状の写し(給水装置工事主任技術者試験受験直後で合格 通知書のみを有する場合は、後日免状の写しを提出するこ と)	
8	指定更新確認事項 (更新申請時のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者講習会(過去5年以内)の受講の有無。ただし県 外で受講した場合は受講済みを証する書類の写し</li> <li>・事業者の業務内容(営業日、対応工事等)</li> <li>・主任技術者等の研修受講実績 外部研修の場合はその受講済みを証する書類の写し</li> <li>・配管技能者を有する者の状況 保有している資格等を証する書類の写し</li> </ul>	
9	地図および写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事務所の所在地が判る付近の見取り図</li> <li>② 事務室ならびに建物全体(看板が写っていること)の 写真</li> </ul>	
10	手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新規申請の場合：10,000円</li> <li>② 更新申請の場合：8,000円</li> <li>③ 再交付申請の場合：2,000円</li> </ul> <p>①については、納付書を決定通知書と同封しますので、 納入のうえ、工事事業者証の受渡時に納付書の領収書を提 示すること</p>	

<お問い合わせ>

草津市役所 水道お客様センター

電話：077-561-2441 FAX：077-561-2481

e-mail：[suido-okyakusama@city.kusatsu.lg.jp](mailto:suido-okyakusama@city.kusatsu.lg.jp)